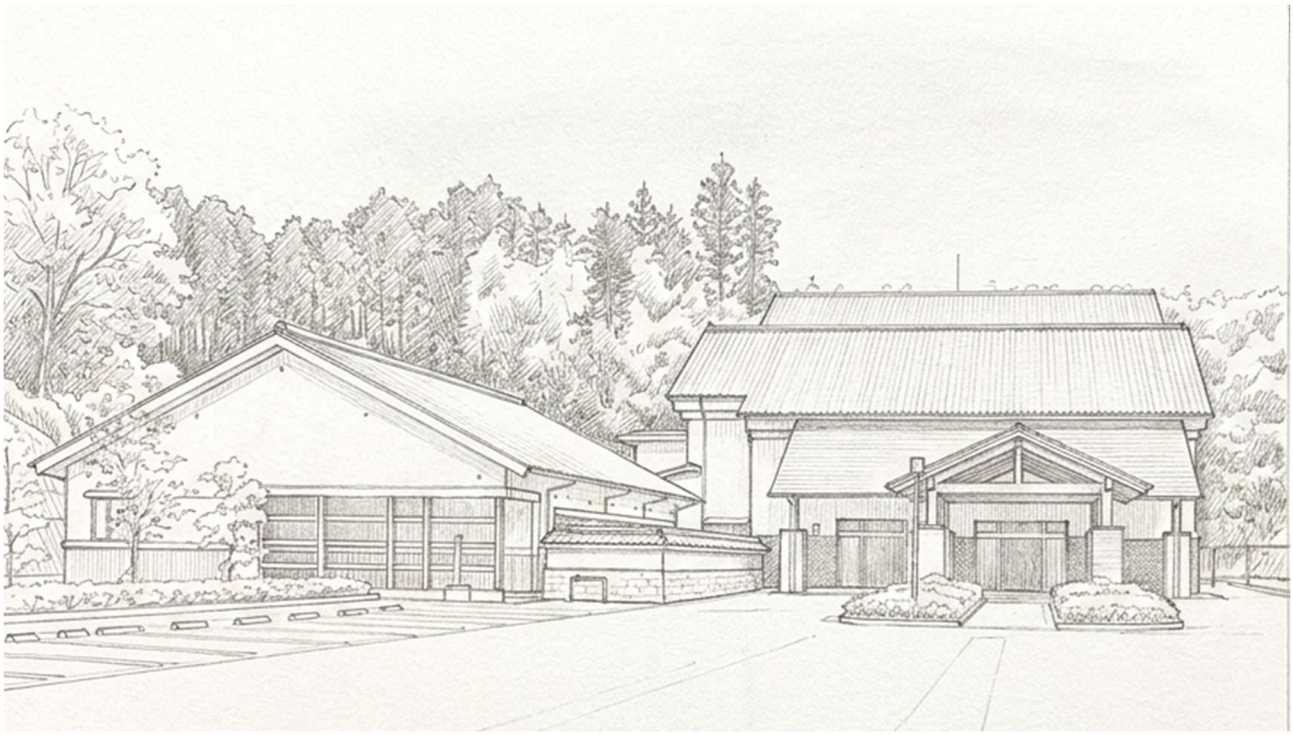
日向地区斎場 東郷霊苑　利用の手引



日向地区斎場 東郷霊苑

所在地：日向市東郷町山陰丙 619 番地

TEL：0982-69-3147／FAX：0982-69-3673

目次

1. 本手引について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2. 施設概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1 施設情報　　2 平面図

3. 休業日・開場時間・受付時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

1 休業日　　2 開場時間（施設）　　3 火葬受付時間

4. 火葬予約（電話受付）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

1 予約枠（点火時刻）　　2 予約時にお伺いする事項（例）

5. 使用許可申請・使用料（区分／納付／必要書類）・・・・・・・・・・・2、3

1 使用許可申請　　2 申請・使用料納付　　3 使用料一覧

4 当日に管理人へ提出が必要な書類

6. 当日の流れ（搬入・火葬・収骨・焼骨の引き取り）・・・・・・・・・・4、5

1 作業日程（目安）　2 搬入　　3 使用順序　　4 棺の取扱い（運用）

5 収骨・焼骨の引き取り（重要）

7. 待合室・安置室の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

1 待合室（運用）　2 待合室の使用許可をしない場合　　3 安置室

8. 副葬品の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

1 入れないでほしいもの（例）

9. 使用料の減免・還付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

1 減免　　2 還付

10. 遵守事項（許可制限・損害賠償等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

11. 問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

1. 本手引について

本手引は、日向地区斎場 東郷霊苑（以下「斎場」）の利用にあたり、予約方法、使用許可申請、当日の流れ、注意事項等を取りまとめたものです。

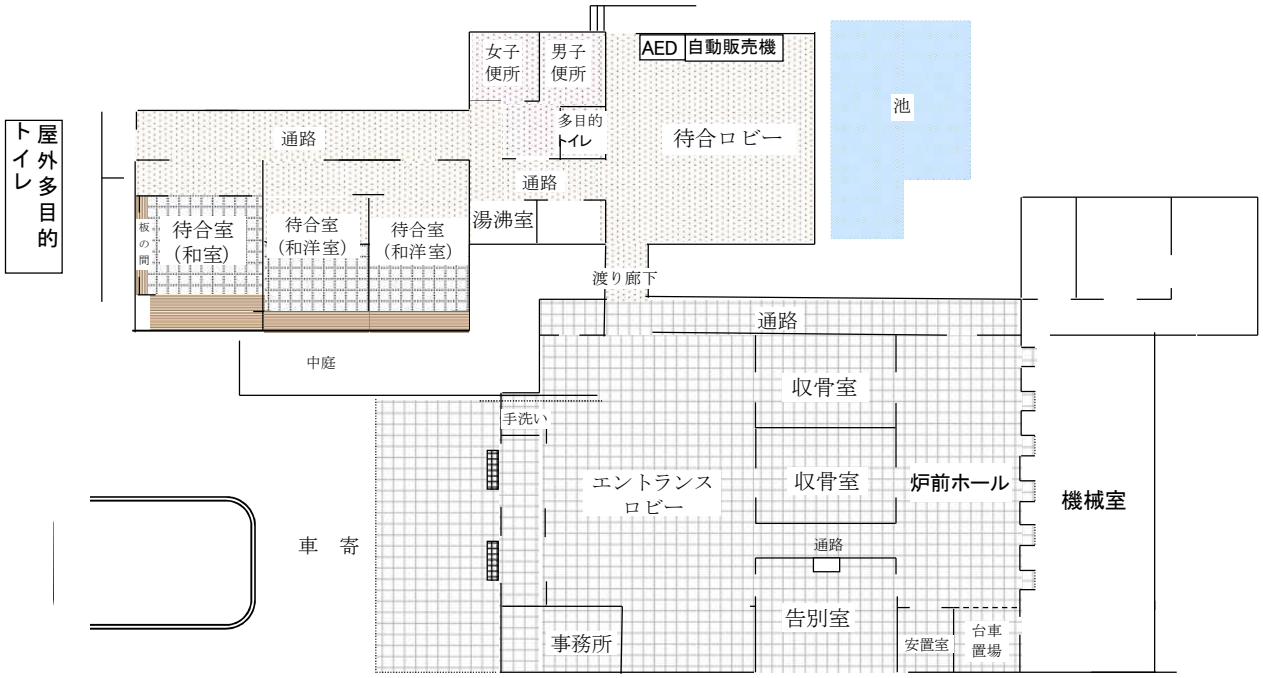
2. 施設概要

2-1 施設情報

- 施設名称：日向地区斎場 東郷霊苑
- 所 在 地：日向市東郷町山陰丙 619 番地
- 連 絡 先：TEL 0982-69-3147／FAX 0982-69-3673
- 管　　理：日向東臼杵広域連合　業務第１係
- 火 葬 炉：大型炉 ５炉、胞衣炉１炉
- 待　　合：待合室 ３室、待合ロビー
- 設　　備：自動販売機１台、AED あり
- 授 乳 室：なし
- 車 い す：３台あり
- 駐 車 場：普通車 53 台、マイクロバス４台



2-2 平面図



3. 休業日・開場時間・受付時間

3-1 休業日

- １月１日
- 広域連合長が指定する日（荒天の場合や補修工事日等）

3-2 開場時間（施設）

- 午前９時 30 分（開場）から午後５時 30 分まで

3-3 火葬受付時間

斎場（窓口）での受付時間は、午前８時 30 分から午後５時までです。

ただし、電話による受付時間は、午後８時までです。

- 窓口（来苑）受付：8:30～17:00
- 電話受付　　：8:30～20:00　TEL：0982-69-3147

※インターネット予約はありません。

4. 火葬予約（電話受付）

4-1 予約枠（点火時刻）

点火時刻は、10 時から 30 分おきで、15 時 30 分までです。

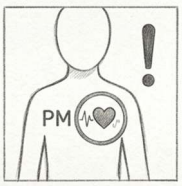
1 日最大 12 枠です。一般火葬の最終点火時刻は 14 時 30 分です。

予約枠：（一　般）　10:00／10:30／11:00／11:30／12:00／12:30／
13:00／13:30／14:00／14:30
（改葬等）15:00／15:30


火葬予約

4-2 予約時にお伺いする事項（例）

- 使用区分（13 歳以上・未満／死胎児／改葬遺体／汚物・人体の一部・その他 等）
- 希望日時（予約枠から選択）
- 対象者（故人等）情報（住所は使用料の区分判定に使用します。体重が 100 kg超の人は使用炉の判断の参考にします。）
- 申請者（届出人）情報（氏名・住所・連絡先）
- 葬祭事業者情報（該当時）
- ペースメーカー装着の有・無（必ず事前にお知らせください。）



ペースメーカー
装着の有・無

5. 使用許可申請・使用料（区分／納付／必要書類）

5-1 使用許可申請

斎場を使用する場合は、構成市町村の窓口で許可を受けなければなりません。
使用許可申請書（様式第１号）に使用料を添えて提出し、
許可後に使用許可証（様式第２号）が交付されます。

5-2 申請・使用料納付

- 申請・納付窓口：日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村 の窓口
 ※斎場では申請・納付の受付を行っておりません。
- 納　付　方　法：現金のみ
- 納付タイミング：使用許可申請をするときに、お支払いください（前納）。

5-3 使用料一覧

区分	管内１（※１）	管内２（※２）	管外（※３）
13 歳以上（1 体）	23,000 円	35,000 円	69,000 円
13 歳未満（1 体）	16,000 円	24,000 円	48,000 円
死胎児（1 体）	9,000 円	14,000 円	27,000 円
改葬遺体（1 棺）	14,000 円	21,000 円	42,000 円
汚物・人体の一部・その他（1 件）	7,000 円	11,000 円	21,000 円

区分	使用料
安置室使用（１夜につき）	5,500 円
待合室使用（通夜を行う場合 １回につき）	7,700 円
待合室使用（葬儀を行う場合 １回につき）	5,500 円
待合室使用（通夜及び葬儀を行う場合 １回につき）	11,000 円

※１　死亡者が日向市、門川町、美郷町、諸塚村又は椎葉村の住民であった場合。
ただし、椎葉村については「尾向区等」を除きます。

※２　死亡者が椎葉村の「尾向区等（尾向区・大河内区・不土野区・尾八重区・鹿野遊区・仲塔区）」の住民であった場合。

※３　管内１及び管内２以外の場合。

5-4 当日に管理人へ提出が必要な書類

使用者は、斎場を使用する際には、管理人に次の書類を提出し、管理人の指示に従ってください。

- 斎場使用許可証（使用料領収の欄を除く。）
- 火葬許可証の写し又は改葬許可証の写し
 ※これらの許可証が交付されない区分については、この限りではありません。

6. 当日の流れ（搬入・火葬・収骨・焼骨の引き取り）

6-1 作業日程（目安）

火葬等の作業日程は、概ね次のとおりです（必要に応じ、職員の指示に従ってください）。

遺体等搬入時間	作業内容
当日 9:30～16:00	火葬、収骨
当日 16:00～18:30	遺体安置（※翌日火葬・収骨）

到着から収骨までのフロー図（例 11時火葬予約の場合）

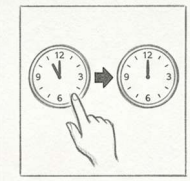
霊苑到着	➡	告別式	➡	火葬執行	➡	冷却、整骨	➡	収骨
火葬時刻15分前		火葬時刻10分前		火葬時刻		約30分		15分以内
～10:45		10:50～11:00		11:00～12:00		～12:30		～12:45

※火葬時間は１時間程度が目安です。状況によって前後する可能性があります。

6-2 搬入

使用者は、指定日時に遺体、汚物等を搬入しなければなりません。

6-3 使用順序


予約時刻に
遅れないように

予約した時刻に遅れないように来苑してください。

※受入れ準備等を円滑に行うため、出棺の際に、霊苑へのご連絡をお願いします。

※予約時刻に遅れた場合は、火葬順の変更又は翌日以降への変更となることがありますので、ご注意ください。

※早く到着した場合は、基本的には点火時刻まで待機していただきますが、職員に状況をお尋ねください。

6-4 棺の取扱い（運用）

- 炉内最大寸法：長さ 2,565㎜ × 幅 740㎜ × 高さ 790㎜

※ドライアイスは火葬の妨げとなるため、出棺時には必ず取り出してください。

※ペースメーカー装着の場合、火葬中に破裂するおそれがありますので、必ず事前にお知らせください。

※火葬炉への移送時に落下するおそれがありますので、棺の上に花束等を載せないでください。

6-5 収骨・焼骨の引き取り（重要）

1. 使用者は、指定日時に開炉に立ち会い、焼骨を引き取らなければなりません。
2. 使用者又はその関係者の立ち会いがなければ開炉することができません。ただし、使用者が指定日時に立ち会わないときは、この限りではありません。
3. 使用者が指定日時に焼骨を引き取らないときは、広域連合長の管理の下、管理人その他の関係職員が収骨し、保管します。
4. 火葬後 30 日を経過しても焼骨を引き取らないときは、広域連合長はこれを処理することができます。
5. 使用者は、上記の処理に対して異議を申し立てることができません。
6. 死胎児は、焼骨が残らない場合があります。
7. 分骨または全骨を希望する場合は、必ず事前にお知らせください。

7. 待合室・安置室の利用

7-1 待合室（運用）

- 待合室は場所の提供のみとなりますので、利用者各自(セルフサービス)でご利用ください。
- 待合室（３室）では飲食することができます。
- ごみ等は、お持ち帰りのうえ各自で処分してください。
- 待合ロビーでのお弁当などの食事は禁止です。
 なお、パンやおにぎり等の軽食をとることができます。
- 靴の履き間違いに注意してください。
- 椅子等の備品は、別の部屋に移動させないでください。
 （利用者が 20 人を超える場合は、葬祭事業者がテーブル等を準備してください。）
- 建物内は禁煙です。（喫煙所は待合棟玄関入口に設置しています。）
- トイレの使用にあたっては、汚物入れにおむつを入れないでください。

7-2 待合室の使用許可をしない場合

次の場合、待合室の使用を許可しない（又は許可を取り消す）ことがあります。

- 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- 暴力団等の活動に当たると認められるとき。
- 施設又は設備を滅失し、又はき損するおそれがあると認めるとき。
- その他管理上支障が生じるおそれがあると認めるとき。

7-3 安置室

- 安置室使用料：１夜につき 5,500 円
- 午後４時以降の搬入となる場合、当日安置のうえ翌日火葬・収骨となる取扱いがあります（作業日程参照）。
- 火葬当日は、葬祭事業者の担当者１名が立ち会ってください。

8. 副葬品の制限

斎場では、安全で安定した火葬執行やダイオキシン類の発生防止のため、副葬品（故人の愛用品や思い出の品）の制限を行っています。

火葬の妨げとなるものは棺に納めないようお願いします。

※スプレー缶やライター等は火葬中に爆発し、火葬従事者が負傷したり、火葬炉を傷つけるおそれがあります。また、メガネや瓶等のガラス製品は融けて遺骨や耐火台車に付着します。

※ドライアイスも火葬の妨げとなるため、
出棺時には必ず取り出してください。



8-1 入れないでほしいもの（例）

- 可燃物であっても燃焼の妨げになる燃えにくいもの：果物（スイカ・メロン等、水分の多いもの）、書籍（辞書・アルバム等）、繊維製品（多くの衣類・大きなぬいぐるみ等）、木製品（置物、杖、スポーツ用品等）
- 遺骨を損傷する原因となるもの：金属製品（携帯電話・携帯音楽プレイヤー等）、ガラス製品（酒瓶・鏡・食器類等）、爆発物（缶・スプレー・ライター・電池類等）
- ダイオキシン類などの発生源となるもの：ビニール製品、化学合成繊維製品、発泡スチロール製品
- 火葬炉設備の故障の原因となるもの：カーボン製品（杖・釣竿・ゴルフクラブ等）、コイン類（硬貨・メダル等）

9. 使用料の減免・還付

9-1 減免

使用料の減免は、広域連合長が特に必要と認める者について行います。

9-2 還付

既納の使用料は原則還付しません。ただし、次のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することがあります。

1. 使用者の責めに帰することができない事由により、使用することができなくなったとき。
2. 広域連合長が事前に使用の許可を取り消したとき。
3. 前２号に掲げるもののほか、広域連合長において相当の理由があると認めたとき。

還付を受けようとする場合は、使用料還付申請書（様式第３号）に領収書を添えて提出してください。

10. 遵守事項（許可制限・損害賠償等）

- 使用者は、斎場の使用にあたっては、広域連合長又はその指定する者の指示に従ってください。
- 使用者は、斎場の施設、器具等をき損し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければなりません。

11. 問合せ先

- 日向地区斎場 東郷霊苑　TEL：0982-69-3147／FAX：0982-69-3673
- 日向東臼杵広域連合　業務第１係
 〒883-0034　日向市大字富高 2192 番地
 TEL：0982-53-3401　FAX：0982-52-7889

東郷霊苑利用の手引

令和８(2026)年１０月

発行　日向東臼杵広域連合

〒８８３－００３４　宮崎県日向市大字富高２１９２番地

Ｔ　Ｅ　Ｌ　（０９８２）５３－３４０１

Ｆ　Ａ　Ｘ　（０９８２）５２－７８８９

Ｅメール　rengo@hyugacity.jp

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://hyuga-kouiki.jp/

広域連合ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ